

平成21年第3回玉城町議会定例会会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成21年6月11日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成21年6月11日
4. 応召議員
 - 1番 小林 一 則 君
 - 2番 風 口 尚 君
 - 3番 山 本 静 一 君
 - 4番 高 木 市 郎 君
 - 5番 鈴 木 加奈子 君
 - 6番 東 谷 富 雄 君
 - 7番 小 林 豊 君
 - 8番 中 瀬 信 之 君
 - 9番 山 口 和 宏 君
 - 10番 奥 川 直 人 君
 - 11番 野 口 繁 君
 - 12番 川 西 元 行 君
 - 13番 前 川 夫 君
 - 14番 中 野 勇 君
5. 不応召議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名
 - 町 長 辻 村 修 一 君 副 町 長 坪 井 信 義 君
 - 教 育 長 山 口 典 郎 君 会 計 管 理 者 森 島 千 里 君
 - 総 務 課 長 中 郷 徹 君 税 務 住 民 課 長 松 田 幸 一 君
 - 生活福祉課長 林 裕 紀 君 上 下 水 道 課 長 小 林 一 雄 君
 - 建設産業課長 前 田 浩 三 君 教 育 事 務 局 長 辻 誠 君
 - 農林商工課長 田 畑 良 和 君 病 院 老 健 事 務 局 長 田 間 宏 紀 君
 - 総務担当課長補佐 田 村 優 君 政 策 財 政 担 当 課 長 補 佐 中 村 元 紀 君
 - 教育委員長 加 藤 禎 一 君 監 査 委 員 松 田 隆 生 君
9. 職務のため出席した者の職氏名
 - 議会事務局長 大 南 友 敬 君 同 書 記 高 井 美 江 君
 - 同 書 記 中 川 泰 成 君
10. 提出議案
 - 日 程
 - 第 1. 会議録署名議員の指名
 - 第 2. 会期の決定
 - 第 3. 諸報告

- 第 4 . 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5 . 議案第 4 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 . 議案第 4 4 号 玉城町交通安全対策事業基金条例の制定について
- 第 7 . 議案第 4 5 号 玉城町行政組織条例の一部改正について
- 第 8 . 議案第 4 6 号 組織変更等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 第 9 . 議案第 4 7 号 町税条例の一部改正について
- 第 1 0 . 議案第 4 8 号 玉城町火入れに関する条例の一部改正について
- 第 1 1 . 議案第 4 9 号 平成 2 1 年度玉城町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 2 . 議案第 5 0 号 平成 2 1 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 3 . 議案第 5 1 号 平成 2 1 年度玉城町老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 4 . 議案第 5 2 号 平成 2 1 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 5 . 議案第 5 3 号 平成 2 1 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 6 . 議案第 5 4 号 平成 2 1 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 7 . 議案第 5 5 号 平成 2 1 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 8 . 議案第 5 6 号 平成 2 1 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(午前 9 時 2 分 開会)

議長(小林一則君)只今の出席議員数は 1 4 名で定足数に達しております。よって、平成 2 1 年第 3 回玉城町議会定例会は成立致しましたので開会致します。

町長から定例会招集の挨拶があります。町長 辻村修一君。

町長 (辻村修一君) 平成 2 1 年第 3 回の玉城町議会を開会にあたりまして、一言挨拶をさせていただきます。議員の皆様方には先般の田丸城址の清掃活動始め町の事業或は又、地域でのいろんな活動に積極的にご出席を頂いておりますこと心からお礼を申し上げる次第でございます。玉城町が町制を昭和 30 年に施行頂いてから今年で 54 年を迎えるわけでございますが、先月のデータで世帯数が 5 千世帯を超えた町ということでございます。町制施行の 30 年から比較を致しますと 3 千世帯が増加をしてきておるわけでございます。ひとえに、議会はじめ町民の皆さん方の温かい町の発展に対するところの思いが

あって、今日に至っておるといふことだと思っております。厚くお礼を申し上げる次第でございます。今回の議会をお願いを申し上げることの主なものにつきましては、国の経済対策が打ち出されておましてこれを町と致しまして活用するための予算これが主なものでございまして、その他特別会計等の補正予算を計上させて頂いておりますので、何とぞよろしくご審議を賜ることをお願い申し上げ開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお礼を申し上げます。

議長(小林一則君)これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。

議長(小林一則君)日程第1．会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において

11番 野口 繁君 12番 川西元行君

の2名を指名致します。

議長(小林一則君)次に、日程第2．会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。今期定例会の会期は、本日から6月22日までの12日間としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月22日までの12日間と決定致しました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配布致しました会期日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

議長(小林一則君)次に、日程第3．諸報告を致します。

地方自治法第213条及び地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第1号 繰越明許費、繰越計算書玉城町一般会計分報告第2号 繰越明許費、繰越計算書後期高齢者医療特別会計分及び、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告第3号 玉城町水道事業会計の予算繰越計算書並びに、報告第4号 玉城町下水道事業会計の予算繰越計算書の提出がありましたので、お手許に配布いたしておきましたから、ご了承願います、次に、報告第5号、町長から地方自治法第243条の3第2項の規定により度会土地開発公社の経営状況を説明する書類、又報告第6号 監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成21年2月分ないし平成21年4月分についての例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、それぞれ

その写しをお手許に配布致しておきましたから合わせてご了承願います。
以上で、諸報告は終わります。

議長(小林一則君)次に、日程第4・諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして提案理由を申し上げます。人権に関する課題や問題が複雑化している今日、住民のニーズは高度多様化し、その内容も複雑化しております。人権意識は、普及してまいりましたが、今なお自分の人権のみを主張し、他人の人権を顧みない風潮が見受けられます。今回、中村武二氏が任期満了となることに伴い、人格、識見ともに人権擁護委員として適任と考え、尾崎はる美氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。補足は省略をさせていただきます。よろしく、ご承認賜わりますようお願いを申し上げます。

議長(小林一則君)以上で、提案理由の説明は終わりました。

おはかり致します。本案については推薦することに同意致したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって諮問第1号は原案のとおり推薦することに決しました。

議長(小林一則君)次に、日程第5・議案第43号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)議案第43号 平成21年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案は、平成20年度会計の償還収入に3千594千円の歳入不足が生じたため、平成21年度会計から繰り上げ充用により補填しなければならない必要が生じましたが、議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により5月29日に専決処分をいたしました。なお、詳細につきましては、税務住民課長から説明を致させます。よろしくご承認賜わりますようお願い申し上げます。

議長(小林一則君)税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君)それでは議案第43号 玉城町住宅新築資金等

貸付事業特別会計補正予算（第1号）専決処分の承認を求めることについての補足説明を申しあげます。今回の補正は平成20年度会計の償還収入に3千59万4千円の不足が生じたため、平成21年度会計から繰り上げ充用により補填しようとするものであります。補正予算書の7ページをご覧くださいと思います。款4、諸収入目1、住宅新築資金等貸付金元利収入、節2、滞納繰越分につきまして3千59万4千円を計上致したものであります。本案につきましては、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるということから、平成21年5月29日に専決処分をさせていただきました。貸付金の回収状況の概要を少し説明申し上げます。毎年発生する償還金につきましては、回収率も向上してきておりますが最近70%前後を推移している状況でございます。平成20年度現年度の未収金額は123万9千144円で前年に比べ4.4%増加しておる状況でございます。徴収につきましては努力を致しておる所ではございますが中には返済能力が極めて乏しい方もみえ、過年度の回収額についても横ばい傾向にありますので引き続き回収率の向上と貸付金の目的返済の義務につきまして理解をしていただくよう努力をしてまいりたいと思っております。今後とも課員一丸となって町税関係の滞納処分と歩調を合わせながら回収に努めてまいりたいと思っております。何とぞご理解を賜りご審議いただきますようよろしくお願いを致します。以上で補足の説明とさせていただきます。

議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑・討論・採決を行います。

それでは、議案第43号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより、討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。これより採決を致します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認されました。

議長（小林一則君）次に、日程第6．議案第44号 玉城町交通安全対策事業基金条例の制定についてを議題と致します。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第44号 玉城町交通安全対策事業基金条例の制定

につきまして、提案理由を申し上げます。本条例は、三重県交通災害共済事業の廃止に伴い三重県交通災害共済事業基金から交通安全対策に使用する目的で、交通安全対策事業交付金が交付されたため、新たに基金を創設するものであります。尚、詳細につきましては、生活福祉課長から説明致させます。
議長（小林一則君）生活福祉課長 林 裕紀君
生活福祉課長（林裕紀君）それでは議案第44号 玉城町交通安全対策事業基金条例の制定について補足説明を致します。

三重県交通災害共済事業は昭和44年1月に四日市市を除く68市町村で県が事業主体として発足を致しました。創設以来約40年が経過しこの間社会経済情勢は大きく変動し、民間保険制度の充実とこの制度を取り巻く環境も大きく変わってまいりました。最近では単年度収支が赤字となり適切な経営改善策が望めないこと、公的関与の必要性の低下など継続が困難であると判断され平成20年2月三重県議会定例会におきましてこの三重県交通災害共済事業を廃止されることになりました。これを受け共済事業掛け金の事業運用により造成された交通災害共済基金を三重県をはじめとして構成する市町で配分することになりました。この玉城町に配分された1千747万1千円のうち今年度活用する94万8千円を差し引き1千652万3千円を基金に積立、今回提案する基金条例第5条にありますように交通安全対策事業に係る経費の財源に充てるため順次取り崩して予算化して運用していくものでございます。以上補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第7.議案第45号 玉城町行政組織条例の一部改正についてないし日程第8.議案第46号 組織変更等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを一括議題と致します。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君
町長（辻村修一君）議案第45号 玉城町行政組織条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

改正の内容につきましては、現在「建設産業課」を「建設課」に「農林商工課」を「産業振興課」に改めようとするものであります。具体的には、現行の「農林商工課」に今後の地域おこしへの取り組みと、雇用対策を所管する部門の設置を行い、他の組織との連携を強化し、新たなまちづくりの推進を積極的に推進しようとする考えであります。それに伴い、現在の「建設産業課」を「建設課」に改めようとするものであります。なお、補足は省略致します。

次に、議案第46号、組織変更等に伴う関係条文の整備等に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。この条例につきましては、前議案の改正に伴い、関係条例の字句修正を行うために制定するものでございます。なお、補足説明は省略いたします。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（小林一則君）以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第9・議案第47号、町税条例の一部を改正についてないし日程第10・議案第48号 玉城町火入れに関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。町長より提案理由の説明求めます。

町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第47号 町税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を申し上げます。

本条例は地方税法等の一部を改正する法律が4月1日から施行されたことにより、5月26日の臨時議会で専決処分をお願いしたところでありますが、施行期日が6月4日以降となっているものについて、今回ご提案申し上げるものであります。なお、詳細につきましては、税務住民課長から説明致します。

次に、議案第48号 玉城町火入れに関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。今回改正は、『異常乾燥注意報』がすでに廃止され、「乾燥注意報」に改められていることから、本条例についても、表現を合わそうとするものであります。尚、補足は省略させて頂きまします。よろしくお願い申し上げます。

議長（小林一則君）税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長（松田幸一君）それでは、議案第47号 町税条例の一部改正につきまして補足の説明を申し上げます。それでは、条例改正の要旨につきまして議案第47号資料2に基づきましてご説明申し上げます。尚この中で条文改正とありますものは、地方税法、租税特別措置法などの法律の一部改正に基づきまして条項等がずれたことにより町税条例を改正をするものでありますので、説明を省略させていただきます。又、改正の詳細につきましては、お手元に配布いたしました資料の1の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。では議案第47号資料2をお願い致します。まず1ページの条例附則第7条の3の改正であります。個人住民税における住宅ローン控除の創設されたことに伴いまして税源移譲による特定措置である本条の規定の一部を改正するものであります。続きまして条例附則第7条の3の2ですが、平成21年から平成25年までに入居した方を対象に所得税の住宅借入金等

特別税額控除いわゆる住宅ローン控除であります。この適用者に対して個人町民税から控除する制度が創設されたもので、所得税において控除し切れなかった額の5分の3に相当する額。もしくは課税総所得金額等の額に100分の3を乗じて得た額、最高5万8千500円となります。のいずれか小さい額の控除する制度であります。次に、3ページの下段の条例附則第19条の2の改正であります。租税特別措置法の一部改正により株式が価値を失った場合における特例の適用対象に特定保有株式が加えられたことによる改正であります。次に4ページの条例附則第20条の2の改正であります。租税特別措置法の一部改正により、先物取引に係る雑所得等の課税の特例で、譲渡所得及び雑所得等が加えられたことによる条文の整備を致したものであります。以上、何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。次に、日程第11．議案第49号 平成21年度玉城町一般会計補正予算（第1号）ないし、日程第18．議案第56号 平成21年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを一括議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長、辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第49号 平成21年度玉城町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、2億832万円を追加し、予算総額を44億4千832万円とするもので、国・県と一体となって取り組む経済対策、雇用対策などを盛り込んでおります。町と致しましても法人税等の大幅な減収が見込まれる中、景気対策のため財政調整基金から4千万円を繰り入れ、全力で取り組んでいきたいと考えております。詳細は副町長から補足で説明致させますので、主なものについて説明申し上げます。地域活性化・経済危機対策臨時交付金1億2千428万1千円につきましては、「地球温暖化対策」として低公害車の導入、伐採樹木等の再資源化の機器を購入致します。また、「少子高齢化社会への対応」として保育設備備品の充実、介護老人保健施設の機器整備を行います。又「安全安心の実現」として保育所、屋内体育館の耐震化、地域に密着した生活道路の維持補修、食器消毒保管庫3台の買い替えについては計画を前倒しして行います。この他、国庫補助金を受けて、教育設備の整備補助金でコンピュータや理科備品の整備、下水道事業の前倒し、温泉水を利用した特産品の開発のための繰り出しなどを予定しております。雇用対策として、緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生特別基金事業として、児童の途切れのない支援サポート事業、介護予防サポート事業による直接雇用で約10名の新規雇用を見込み、子ども安全いきいきサポート事業、地域資源を生かした産業観光振興事業、デマンドバ

ス導入事業を委託し、3名の新規雇用を見込んでいます。また、昨年度新規に国民健康保険特別会計への貸付け金3千万円を計上しましたが、本年度において、1千万円の返済をおこないますが、新たに2千万円の貸付を貸し付ける予算を計上しています。また、交通安全対策事業基金を創設し、次年度以降の交通安全対策の財源としての積立金を計上しております。以上が今回の予算の主なものであります。なお、詳細につきましては、副町長から説明を致させます。

次に、議案第50号 平成21年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は所得の確定に伴い、7月の本算定に向け、保険料の確定を行ったものであります。昨年度は、前々年度の赤字決算を受け、また医療費の増加により大きく保険料の値上げを行いました。平成21年度は医療費も落ち着きを取り戻しておりこれに応じた所要の改定を行うものであります。しかしながら、国・県の調整交付金の減額などもあり、さらに国保財政を圧迫しているところであります。今回も昨年度に引き続き国保料の値上げを行いますが、昨今の経済情勢等を鑑み、被保険者の急激な負担増加にならないよう、一般会計から差し引き1千万円貸しましを行いました。昨年度から義務付けされた、医療保険者に対する糖尿病等に着眼した特定検診・特定保健指導等に積極的に取り組み、被保険者の健康保持、又国保財政の安定化を目指し、医療費の適正化に努めてまいりたいと存じます。補正予算の概要ですが、歳入歳出とも2千240万6千円を増額して、予算総額を13億142万2千円とするものであります。なお、詳細につきましては生活福祉課長から説明を致させます。

次に、議案第51号 平成21年度玉城町老人保健特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、前年度の医療費の生産に基づき、支払基金、国及び県に交付超過分の返納を行うものです。予算の概要ですが、歳入歳出とも371万5千円を増額し、予算総額を585万7千円とするものであります。尚、補足は省略いたします。

次に、議案第52号 平成21年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回は、玉城弘法温泉の源泉を利用した温泉化粧水を地域特産品として商品開発するものであります。歳入歳出それぞれ370万円を増額し、予算総額を7千136万6千円とするもので歳入では、玉城町一般会計から繰入金、

歳出では特産品開発にかかる経費として管理運営費をそれぞれ増額するものであります。この特産品の販売により、宣伝効果が期待でき、玉城弘法温泉の泉質の良さを全国的にアピールできるものと考えております。なお、詳細につきましては、農林商工課長から説明致させます。

次に、議案第53号 平成21年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入の町債で100万円を増額し、歳出では、農業集落排水整備費の工事請負費で、歳入と同額の100万円を増額しようとするものであります。なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明致させます。

次に、議案第54号 平成21年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、下水道事業の管渠工事の追加等の伴うもので、資本的収入において分担金で1千340万円を増額し、資本的支出において建設改良費の水道拡張費で8千22万円の増額をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明致させます。

次に、議案第55号 平成21年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、国の経済対策による地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、資本的収支におきまして、収入で他会計からの補助金1千650万円、支出で建設改良費に同額の1千650万円の増額補正をするものであります。今回、建設改良費で購入する備品につきましては、20年度3月補正で購入したケアハイツ玉城の低床型のベッドと同様のもの45台分で、これに伴い全てのベッドの更新が完了致します。尚、補足は省略いたします。

次に、議案第56号 平成21年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、国の経済危機対策交付金を受け、管渠工事箇所を追加するもので、資本的収入において企業債、補助金で9千700万円を増額し、資本的支出において建設改良費の施設費で同額の9千700万円の増額をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては上下水道課長から説明致させます。どうぞよろしくお願いを致します。

議長（小林一則君）副町長 坪井信義君
副町長（坪井信義君）議案第49号 平成21年度玉城町一般会計補正予算
（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。
（補正予算書朗読方々説明する）

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君
生活福祉課長（林裕紀君）それでは議案第50号 平成21年度玉城町国民
健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。
（補正予算書朗読方々説明する）

議長（小林一則君）農林商工課長 田畑良和君
農林商工課長（田畑良和君）議案第52号 平成21年度玉城町山村振興事
業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。
（補正予算書朗読方々説明する）

議長（小林一則君）上下水道課長 小林一雄君
上下水道課長（小林一雄君）それでは、所管を致します3議案につきまして
補足説明を致します。まず、議案第53号 平成21年度玉城町農業集落排
水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。
（補正予算書朗読方々説明する）

次に、議案第54号 平成21年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号）
について補足説明を申し上げます。
（補正予算書朗読方々説明する）

次に、議案第56号 平成21年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）
について補足説明を申し上げます。
（補正予算書朗読方々説明を申し上げます。）

議長（小林一則君）以上で提案理由の説明は終わりました。
本日の日程はすべて終了致しました。

明、12日は午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いま
すから定刻までにご参集願います。

本日は、これをもって散会します。ご苦労様でした。

（午前 9時56分 散会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、下記に署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員